

## 令和5年度の希少野生動植物種の指定について

### 1. 国内希少野生動植物種の指定について

#### (1) 国内希少野生動植物種の指定状況等について

- 環境省では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」とする。）に基づき、絶滅のおそれのある種の実態調査等を行い、国内希少野生動植物種の指定を実施しており、令和4年度までに442種を国内希少野生動植物種に指定してきた。

#### (2) 今年度の国内希少野生動植物種の指定について

- 令和6年1月19日に、ウスオビルリゴキブリ等の6種（動物3種、植物3種）について、国内希少野生動植物種に指定する旨の政令を閣議決定（同月24日公布）、2月13日に施行された（指定種については表1を参照）。
- 指定に当たっては、令和5年12月22日に開催された「令和5年度希少野生動植物種専門家科学委員会」等において、指定の必要性と有効性を了解いただいた。
- なお、動物3種は、令和2年又は令和3年に新種として報告され捕獲等による影響が懸念されたことから、令和3年7月に緊急指定種に指定。その後、現地調査等による知見の収集を行い、分布が限られていることに加え、環境改変や捕獲等による影響が引き続き懸念されることから、今回、緊急指定種の指定を解除し、国内希少野生動植物種として指定した。

表1 令和5年度に国内希少野生動植物種に追加される種の一覧

界	綱	目	種名	卵・種子の指定	
動物界	昆虫綱	ごきぶり目	むかしごきぶり科		
			<i>Eucorydia donanensis</i>	（ウスオビルリゴキブリ）	
			<i>Eucorydia miyakoensis</i>	（ベニエリルリゴキブリ）	●
	唇脚綱	おおむかで目	おおむかで科		
			<i>Scolopendra alcyona</i>	（リュウジンオオムカデ）	
植物界			まめ科		
			<i>Sophora franchetiana</i>	（ツクシムレスズメ）	
			らん科		
			<i>Disperis neilgherrensis</i>	（ジョウロウラン）	
			ゆきのした科		
		<i>Deutzia hatusimae</i>	（コミノヒメウツギ）		



ベニエリルリゴキブリ



リュウジンオオムカデ

## 2. 国際希少野生動植物種の指定について

### (1) 国際希少野生動植物種について

- 種の保存法では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書 I に掲載された種を「国際希少野生動植物種」として指定し、国内取引（譲渡し等）を規制することにより、ワシントン条約に基づく国際取引規制の確実な実施を図っており、令和 4 年度までに 812 種類の動植物を国際希少野生動植物種に指定してきた。

### (2) 国際希少野生動植物種の指定について

- *Pachypodium windsorii* (パキユポディウム・ウィンドソリイ。きょうちくとう科) を附属書 I に掲載することについてワシントン条約事務局から通知されたことを踏まえ、当該種を国際希少野生動植物種として追加した（政令の閣議決定、公布及び施行については 1. (2) 参照）。なお、当該種を含むきょうちくとう科の繁殖個体については、譲渡し等の禁止の規制対象から除外されている。

## 3. 緊急指定種の指定について

- 令和 5 年 11 月に新種・新亜種として報告されたミナヅキギボウシ、セトガワギボウシの植物 2 種を種の保存法に基づき、緊急指定種に指定した（令和 5 年 12 月 26 日公示）。指定期間は令和 5 年 12 月 28 日から令和 8 年 12 月 27 日までの 3 年間であり、個体の採取・損傷、譲渡しなどの行為が規制される。

(参考)

## ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）（抄）

（定義等）

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう。

5～7 略

（緊急指定種）

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 指定の期間は、三年を超えてはならない。

4 環境大臣は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物の種を官報で公示しなければならない。

5 指定は、前項の規定による公示の日の翌々日からその効力を生ずる。

6 環境大臣は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項において準用する前項の規定による公示によって」と読み替えるものとする。

## ○希少野生動植物種保存基本方針（平成30年4月環境省告示第38号）（抄）

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

1 国内希少野生動植物種

（2）国内希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 外来種は、選定しないこと。

イ 従来から本邦にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。

ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。

5 緊急指定種

緊急指定種については、本邦に生息又は生育する野生動植物の種で、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外のもののうち、以下のいずれかに該当するものであって、特にその保存を緊急に図る必要があると認められるものを指定する。

ア 分類学上、従来種、亜種又は変種に属さないものとして新たに報告された種。

イ 従来本邦に分布しないとされていたが、新たに本邦での生息又は生育が確認された種。

ウ 本邦において、すでに絶滅したとされていたが、その生息又は生育が再確認された種。

なお、指定に当たっては、第二1（2）国内希少野生動植物種の選定に当たっての留意事項と同様の事項に留意する。